

がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム 運営規約

（名称）

第 1 条 本組織は、「がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という）と称する。

（目的）

第 2 条 本コンソーシアムは、厚生労働科学研究費補助金 がん対策推進総合研究事業「がんのリハビリテーション、及びリンパ浮腫診療の一層の推進に資するエビデンス構築のための研究」（以下「本研究」という）の遂行にあたり、その一環として設置する。

2 本コンソーシアムは、がんのリハビリテーション診療及びリンパ浮腫診療の発展と知識の普及、関係する団体の診療ネットワーク構築に関する活動を行い、もって医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

1. 本研究に関連する調査協力
2. 研究計画及び成果に対する専門的見地からの意見集約
3. 本研究の推進に必要な情報共有及び啓発活動
4. その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

（役員）

第 4 条 本コンソーシアムに代表 1 名を置き、本研究の研究代表者をもって充てる。

2 代表は、副代表を次条に規定する委員の中から 1 名指名することができる。副代表は、代表を補佐し、代表に支障があるときはその職務を代行する。

（委員）

第 5 条 本コンソーシアムの委員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって構成する。

1. 本コンソーシアムの趣旨に賛同する関連団体より、委員として推薦または選出された者
2. 本研究に資する専門的知見を有し、代表が個別に委嘱した者

（加盟手続き）

第 6 条 本コンソーシアムに加盟を希望する団体は、所定の申請書において加盟希望を表明し、委員の審議を経て承認を受けるものとする。

(会費)

第7条 本コンソーシアムの加盟および活動に際して、費用は発生しない。

(運営)

第8条 本コンソーシアムは、代表が招集する会議、または電子メール等による書面協議をもって運営する。

2 代表は、運営にあたって委員の意見を聴取し、その内容をふまえて最終的な判断を行うものとする。

3 必要に応じてオンライン形式等による連絡会を行うものとする。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、本研究の研究事務局内に置く。

(設置期間及び任期)

第10条 本コンソーシアムの設置期間は、本研究の実施期間内（2029年3月31日まで）とする。

2 委員（役員を含む）の任期は、選出または委嘱の日から2029年3月31日までとする。

附則

この規約は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。